

e スポーツイベント開催等委託業務 仕様書

1 業務名

e スポーツイベント開催等委託業務

2 業務目的及び業務概要

本業務では、若者の関心が高く、国内における経済効果も年々高まりつつある「e スポーツ」に関するイベントを開催することで、県内における e スポーツ関心層の掘り起こしを行うとともに、認知度向上、理解促進、普及・裾野の拡大を図るとともに、近隣県等からの誘客を図ることによる県内経済の活性化を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日まで

4 イベントの概要

(1) 日程

令和 8 年 1 月 31 日（土曜日）及び 2 月 1 日（日曜日）の連続した 2 日間

(2) 会場

イオンモール高知 南コート及びイオンホールにて実施提案すること。

(3) ターゲット

ア e スポーツやゲームに感度の高い若者層（10 代～30 代）

イ e スポーツやゲームに関心のあるファミリー層

なお、上記のターゲットについては、県内・県外双方を対象とする。

(4) 成果目標

集客数 合計 2,000 人以上

(5) 使用タイトル候補

以下のタイトルを参考に、ターゲットに訴求できるよう複数のタイトルを組み合わせることで実施すること。

ア ストリートファイター 6 【必須】

イ ふよぶよ e スポーツ

ウ グランツーリスモ 7

エ 太鼓の達人 e スポーツ

オ e-football ほか

(6) イベント構成

ア 全体

ターゲットに訴求する企画・運営を行うこと。企画内容の工夫や、広く訴求力のある MC、プロ選手、タレント等の起用、プレゼント抽選会や来場プレゼント等によりイベントへの集客

量を高めること。

イ eスポーツ大会等の実施

(ア) 大会（一般参加型）

- ・一般参加者が参加できる大会を開催する。
- ・大会への参加意欲が高まるよう、ゲストプレイヤーの招待や、優勝賞品を工夫するなどの仕掛けを行う。
- ・試合形式などの詳細なレギュレーションや応募方法は、調整の上決定するものとする。

(イ) プロ選手等との交流イベントの実施

- ・来場者が招聘したプロ選手と試合を行う、コーチングを受けるなど現地に足を運ぶことでしか体験できないコンテンツを提供すること。

ウ ステージイベント①

ターゲットのうち特に（3）アに対し訴求力のあるタレントやプロ選手、ストリーマーなどによるステージイベント（トークセッション、プレイ解説等）を開催すること。当該コンテンツでは、参加者がeスポーツプレイヤー等に質疑を行うなど、交流する場を創出する。

エ ステージイベント②

ターゲットのうち特に（3）イに対し、ゲストやタレント等によるトークセッション・講演会等を行うこと。内容については、eスポーツに関心を持つ子供を持つ親に向けて、現在のeスポーツ業界の話や、ゲストプロプレイヤーのご家庭の話などをテーマを定めて可能な範囲でお話いただくなど、ステージイベント①と重複しないものとする。

オ eスポーツ体験会

eスポーツ未経験者や初心者を対象とした、eスポーツ体験会を開催する。体験者には、スタッフが操作方法やルールを説明するなどし、イベント終了後もeスポーツに関心を持ち続ける機運を醸成する。また、障害のある方も一緒になって体験できるタイトルを採用し、運営すること。

体験タイトルは少なくとも3以上用意し、ストリートファイター6については、必ず体験できるようにする。ただし、IPホルダー（知的財産権保持者）との調整が不調により当該タイトルが使用できない場合には、他のタイトルの実施も含め県と協議すること。

カ リアルスポーツ等体験会

eスポーツの体験エリアとは別途、親子などが体を動かすことのできる体験スペースを確保すること。体験できる種目はスポーツ種目に限らず、運動強度の高くないもの（ストラックアウト、キックターゲット等）でも可とする。

キ 飲食・物販ブースの設置

飲食物の提供が可能な会場に限り、会場内に飲食・物販ブースの配置などを検討すること。なお、物販ブースについては、eスポーツや採用タイトルに関連するもののほか、高知県地産品の販売も可とする。

5 委託業務の内容

(1) 業務管理

ア 基本方針の策定

本業務全体の運営に係る基本的な方針、開催における成果目標等の実施計画、広報計画を策定し、契約締結後速やかに県に示すこと。

イ 体制整備

(ア) 本業務を実施するにあたり、業務に精通した責任者（以下「業務責任者」という）、及び業務責任者とは別に県との連絡・調整の窓口となる担当者（以下「連絡調整担当者」という。）を定めた上で、業務実施体制を明らかにすること。

(イ) 業務責任者は、連絡調整担当者、スタッフを統括、指導、支援することができる知識、経験、マネジメント能力等を有し、本業務を企画・運営・統括すること。その他業務上必要と思われる業務に従事すること。

(ウ) 連絡調整担当者は、県との連絡調整、進捗状況に関する報告、その他業務上必要と思われる業務に従事すること。

(エ) 県が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

ウ スケジュール作成

契約確定後から契約期間終了までの業務スケジュールを契約締結後、速やかに示すこと。

エ 業務の進捗管理

業務スケジュールに基づき、進行管理を行うこと。受託期間中は定例ミーティングを原則月1回開催し、進捗の報告や検討事項を委託者へ報告・提案し、指示を仰ぐこと。また、定例ミーティング実施後は速やかに議事録を作成のうえ、県へ提出すること。

オ 実績報告書の作成

イベントの実施結果をとりまとめるとともに、評価・検証を行い、課題等を記載した報告書を作成すること。

(2) 協賛等について

本イベント趣旨を逸脱せず、企画内容の充実を図ることを目的に、企業協賛を得て事業規模を拡大し事業費に充てることのできるものとする。協賛を得る場合は下記条件を満たすこと。

ア 協賛を募る場合はあらかじめ県の許可を得ること

イ 協賛内容は、資金、物品、企画とすること

ウ 受託者は、協賛金を原資として実施する事業の企画について、その用途を委託金で実施する内容との別が明らかになるように管理すること。

エ 予定した規模の協賛が確保できなかった場合、既に企画を公表しているなど企画の中止が困難な時には、自己の責任において当初企画を確実に実施すること。

(3) イベントの企画・運営

ア 上記2の趣旨・目的に沿って、上記4のイベントを企画し、運営すること。

イ 運営マニュアル及び台本を作成すること。運営マニュアルには、スケジュール、役割分担、業務手順、緊急時の対応想定等を記載すること。

ウ イベント実施内容や運営マニュアル等は事前に県の確認を得ること。

エ イベント会場の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備（ゲストの警備含む）、巡回、来場

者の案内・誘導・呼び込みを行うため、各所に適正な人員を配置すること。

オ 円滑な進行、安全な運営に配慮した適切な対応ができるよう、業務スタッフに対して研修等の教育を行うとともに、当日の配置管理を行うこと。

カ ボランティアスタッフを配置する場合は、予め県と協議すること。

キ 大会やエキシビジョンマッチには優勝者等に副賞として賞品（高知県にゆかりのあるものを推奨）を原則、用意すること。

ク タイトルを所持するIPホルダーとの調整を行い、イベント開催に必要な使用許諾等の権利について同意を得ること。

ケ 大会等の参加者を事前に募集する場合には、応募フォームの作成、応募者管理をすること。

コ ゲストであるプロ選手やストリーマー、タレントは、本事業の目的に対して効果的な者を選定するとともに、少なくとも4人以上の出演者を確保すること。なお、MC及び解説者は1名（組）以上確保すること。

※コンビやグループの場合、2人以上であっても1組と数えること。

サ 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

シ 追加で実施可能な企画があれば県に提案すること。特に、参加者の満足度が上がるもの、高知県の魅力を感じることができる企画について、検討すること。

ス 受託者は、イベントの内容に応じ、参加者がイベント中に負傷などした場合の任意保険をかけること。

(4) 会場・運営資材

ア 会場

(ア) 会場使用料の負担

イベント実施に係る会場使用料、および付帯設備使用料は委託料より支出すること。前日設営が必要な場合にも同様のこと。

(イ) 施設管理者との会場使用に関する諸調整

イベントの実施に関して施設管理者およびほかの施設使用者と必要に応じて諸調整を行うこと。現地調査が必要な場合は対応すること。

(ウ) 控室の確保

必要に応じて、ゲストに控え室を確保すること。

(エ) 行政機関との調整

イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法をはじめ各種関係法令等の調整を行うこと。

(オ) 障害の有無にかかわらず参加を希望する方が全員参加できる動線を確保すること。

イ 会場装飾

(ア) 会場には、イベント参加者の観覧用にスクリーン又は大型ディスプレイを用意すること。ただし、会場に備え付けてある大型ビジョン等を使用することで代用できる場合は、この限りではない。

(イ) 遠方からでもイベントの開催が認識できるような装飾を施すこと。

- (ウ) 会場の最寄り駅や駐車場からの導線に、イベント周知及び案内のために屋内・屋外にイベントサイン（看板）の設置またはサイネージ広告等の実施について検討すること。
イベントに参加しない層にも目に付くような仕掛けを検討すること。
- (エ) eスポーツが持つ可能性を感じることができるよう、またメインターゲットとする参加者が楽しめるような設えとすること。
- (オ) 上記装飾物の設置及び撤去を行うこと。

ウ 運営機材

(ア) 機材の設営と撤収

- a ゲームプレイ用機材、実況用機材を手配すること。
 - (a) 参加者が使用するゲームプレイ用機材は、JeSU（一般社団法人日本eスポーツ連合）などが主催するeスポーツ大会やイベントで使用しているゲーミングPC又はプレイステーション5を基本とし、必要な台数を用意すること。
 - (b) ゲーミングPC又はプレイステーション5でプレイできないタイトルを採用する場合は必要なデバイスを用意すること。
- b 会場のインターネット回線設備について事前確認を行い、イベント実施に必要な通信環境を整えること。
- c 上記機材の搬入、設営、設定、撤収および会場の原状回復を行うこと。

(5) 広報

事業の目的及びメインターゲットを踏まえ効果的な広報を企画・実施すること。製作したデザインは、県が当事業に関する広報に活用する可能性があるため納品すること。

ア イベントタイトルの考案

イ SNS等を活用した事前PR

目標集客数を達成できるよう、SNS・WEB広告、専門メディアによる紹介、ゲストやインフルエンサーによる投稿など、ターゲットへの効果的なPRについて提案すること。

ウ キービジュアル・バナー・チラシ・ポスターの作成・発送

イベントを周知するため、キービジュアル、バナー（媒体に応じて適宜リサイズすること）、チラシ、ポスターを目標とする集客数に必要な部数分、作成すること。

原則、1ヶ月前までに配架先へのチラシ、ポスターの着荷を終えること。

エ 特設ページの作成

イベント特設Webページを開設すること。ページにはイベント概要を掲載するとともに、閲覧者の来場意欲が高まるようデザインを工夫すること。

オ 写真・動画

事後PRとして、高知県がイベントの写真や動画を活用するため、イベントの様子について写真及び動画を撮ること。

写真については、明暗の調整など必要な編集を行った上、納品すること。

動画については、アーカイブとして使用するものの他、イベントの雰囲気わかるものを3分程度にまとめたものについてMP4形式（フルHD）で納品すること。

(6) 事務局運営

イベントに関する問い合わせに対応するため、イベントの告知を開始（チラシ等の配架、特設ページのリリース、記者発表など）するまでに問い合わせ窓口（メール及び電話）を配置すること。

(7) 今後の高知県における e スポーツの推進についての分析

本イベントの内容をふまえ、高知県において e スポーツの普及促進をどのように進めていくのが効果的か、分析のうえ提出すること。また、その際以下の点について留意すること。

- ・今後 10 年間程度を想定した分析とすること
- ・e スポーツを普及することにより本県の若者にどのような動きが期待できるか、学校現場での活用も含めて検討し、分析のうえ報告すること

(8) その他

ア 本事業に係る一切の経費は、県が予約・手配したものを含めて全て委託業務に含むこと。

イ 自己、天災又は感染症の流行等により、委託業務に著しい影響を与える事情が生じたときは、県と協議の上、事業内容を変更すること。

ウ 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

エ 受託者は、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。事業完了後も同様とする。

オ 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

カ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に関して疑義を生じた事項は、県と協議の上対応すること。

キ 成果物に関する権利の帰属

(ア) 受託者は、本業務に係る記事、動画、写真等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。

(イ) 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

(ウ) 本業務において作成した記事、動画、写真等の成果物の著作物（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、県から受託者に対価が完済されたときに受託者から県に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従来から権利を所有している固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者又は当該第三者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

(エ) 受託者は、県に対し一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(オ) 成果物は、県が自由に二次利用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。

(カ) 第三者への使用許諾は、県の e スポーツの普及・裾野拡大に資し、適当と認められる場合に限り、県が行うものとする。

ク 個人情報の取得・保護・管理等

- (ア) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこと。
- (イ) 受託者は、本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修等を実施するなど認識を徹底すること。
- (ウ) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害者への対応等について直ちに報告すること。

6 成果物

以下のとおり、成果物を電子媒体（CD-RもしくはDVD-R等）、及び紙媒体で下記7の連絡先に納入すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 5－(7)に示すレポート
- (3) その他、本事業を実施するために作成した資料 等

7 連絡先

高知県観光振興スポーツ部スポーツ課

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県西庁舎

電話 088-821-4649

E-mail 020801@ken.pref.kochi.lg.jp